

○湖南衛生組合議会公印規則

昭和40年10月1日  
議会規則第2号

第1条 湖南衛生組合議会(以下「組合議会」という。)に関する公印は、[この規則](#)の定めるところによる。

第2条 公印は、次のとおりとする。

- (1) 組合議会印
- (2) 組合議会議長印

第3条 公印のひな形、書体、寸法及び用途は、[別表第1](#)及び第2による。

付 則

[この規則](#)は、公布の日から施行し、昭和40年5月1日から適用する。

別表第1

| 公印名     | ひな形 | 書体  | 寸法        | 用途        |
|---------|-----|-----|-----------|-----------|
| 組合議会印   | い   | 古印体 | 方30ミリメートル | 組合議会文書一般用 |
| 組合議会議長印 | ろ   | 同   | 方27ミリメートル | 同         |

別表第2

